

後期高齢者医療保険料の納付書を郵送します

令和2年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月10日(金)に**保険料額決定通知書**と**納付書**(口座振替の方を除く)を郵送します。納期限までの納付にご協力をお願いします。なお、特別徴収(年金から天引き)の方には、「後期高齢者医療保険料(特別徴収)のお知らせ」を郵送します。

【問い合わせ】住民課保険年金担当(☎282-1711 内線1134・1135)

■所得の低い方に対する均等割額の軽減割合が見直されました

後期高齢者医療保険料額は、被保険者一人ひとりに均等に賦課される「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。所得の低い方に対しては均等割額の軽減があります。

令和2年度は均等割額が4万6,000円(令和元年度は3万9,500円)に改定され、また均等割額の軽減割合が見直されました。世帯の総所得金額に応じた軽減後の均等割額については下表4のとおりです。収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円以下は120万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

【表4 均等割額の軽減割合と世帯の総所得金額に応じた軽減後の均等割額】

令和元年度(平成31年度) / 均等割額 3万9,500円		令和2年度 / 均等割額 4万6,000円	
【軽減割合】 軽減後の均等割額	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額	【軽減割合】 軽減後の均等割額	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額
【8.5割軽減】 5,925円	33万円以下の世帯	【7.75割軽減】 1万350円	変更なし
【8割軽減】 7,900円	33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	【7割軽減】 1万3,800円	変更なし
【5割軽減】 1万9,750円	33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数) 以下の世帯	【5割軽減】 2万3,000円	33万円 + (28万5,000円 × 世帯の被保険者数) 以下の世帯
【2割軽減】 3万1,600円	33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数) 以下の世帯	【2割軽減】 3万6,800円	33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) 以下の世帯

■「会社などの健康保険の被扶養者」であった方には軽減期間があります

後期高齢者医療保険制度の加入前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**加入後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません**。※世帯の所得が低い方は、上記の均等割額の軽減が優先されます。

納付に関するお願い

▼国保税の納付(支払い)は原則として口座振替です。

平成28年度から口座振替が原則となりました(年金による特別徴収の方を除く)。

▼後期高齢者医療保険料の納付(支払い)も口座振替がおすすめです。

登録がお済みでない方は、銀行のキャッシュカード(暗証番号入力)があれば、役場で口座振替の申し込みができます。第1期分からの口座振替を希望する方は、**7月17日(金)までに住民課(役場行政棟1階)で手続きをお願いします**。

▼昨年度まで特別徴収(年金天引き)されていた方で、今年度分の納付書(国保税または後期高齢者医療保険料)が届いた場合は、納付書を納めてください。

納期限までに納付できない事情があるときは
ご相談ください!

